

消費生活用製品の安全確保に向けた論点 (玩具関係)

令和5年6月26日

産業保安グループ 製品安全課

第5回検討会（5/29）での主なご意見（こども用製品関係）

- 第5回検討会においては、①事故が起こる前の対応として事前規制は重要、グローバル化の中で危険製品の流入を防ぐためにも規制は重要、②業界と協力しST制度が維持されるべき（ST制度と強制規格が共存する形が望ましい）、③物理的安全性のみならず化学的安全性についても検討すべき、といったご意見をいただいた。

【事前規制の重要性】

- ◆ マグネットセットや吸水ボールのように規制を追加していく方法では、事故が起こってから対応になり、未然に流通自体を阻むことはできず、こどもの安全を未然に守ることはできない。
- ◆ 玩具の事故は、保護者がどこにも連絡をしない場合もあり、把握には限界がある。事前規制することに大変意味がある。
- ◆ 危険製品の流入はグローバル化していることにより、国内業界団体ではコントロールできない海外製品が流入し、我が国の消費者に一定のインパクトを与えているのも事実。こちらに規制をかけて、独自のマークを作らざるを得ないというのは理解できる。

【ST制度との共存】

- ◆ ST制度は物理的安全性と化学的安全性をセットで確認しており、ST制度は日本の玩具安全に大きく貢献している。
- ◆ ST制度の衰退により、日本の玩具安全が後退しないようにすべきであり、業界と協力して、民間の認証制度を生かしつつ、玩具の安全を維持・強化する方向で調整して欲しい。
- ◆ 経産省や消費者団体を通じて積極的な広報を行い、強制規格より安全性の高いST制度を選ぶ賢い消費を促すことが大事。
- ◆ 個人情報保護法の世界では、プライバシーマーク（民間の規格）が広く使われるようになった事例もある。

【化学的安全性】

- ◆ 玩具については、物理的安全性に加え、化学的安全性も重要。
- ◆ 化学の規制は重要だが、しっかりしたものができてからでないと規制できないというのは違うのでは。先にできることからやっていくべき。

【その他】

- ◆ 玩具の範囲についてどこまでなのか検討が必要。玩具と雑貨のカテゴリーが混在することにより、消費者が危険な雑貨を購入できるようになっていることも問題。
- ◆ 国が、国内代表者・代理人の名称・実在を確認し、ホワイトリスト化することで、インターネットモール事業者にも取締りに協力いただく。
- ◆ 規制実施には十分な時間が必要。分かりやすい周知や多言語の周知も必要。
- ◆ どうルールを執行するのかも重要な視点。サンプルデータの確認だけで適合と言えない場合がある。
- ◆ もともと何として売られていたかはともかくとして、リスクによって規制してはどうか。

玩具についての規制の現状

- 玩具の安全性については、誤飲対策等の物理的安全性と、乳幼児が口にすることによる化学的安全性が存在。
- 化学的安全性については、6歳未満向けのおもちゃを対象に、食品衛生法で規制されている。
- 物理的安全性については、マグネットセットと水で膨らむボールが消費生活用製品安全法で規制されているが、それ以外の玩具への物理的安全性の規制はない。

<玩具規制の現状>

	ISO基準	0～6歳未満向け玩具		6～14歳未満向け玩具	
		規制	STマーク	規制	STマーク
機械的・物理的特性	ISO8124-1	-	対象	-	対象
可燃性	ISO8124-2	-	対象	-	対象
化学的特性(元素の移行)	ISO8124-3(重金属8種類)	食品衛生法 (重金属3種類＋フタル酸 エステル)	対象 (重金属8種類＋フタル酸 エステル)	- (注3)	対象 (重金属8種類)

注 1：食品衛生法で規制されている玩具は、厚生労働大臣が指定するおもちゃ（乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ等）に限られる。

注 2：食品衛生法で基準適合が求められる重金属は3元素（鉛、ヒ素、カドミウム）だが、ISO8124やSTマークでは8元素（アンチモン、ヒ素、バリウム、カドミウム、クロム、鉛、水銀、セレン）

注 3：有毒物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（家庭用品規制法）において、家庭用品に含有される物質により人の健康に係る被害が生ずることのないようにしなければならないとの一般原則が存在する。

玩具による乳幼児の気道閉塞事故（平成29年事故調報告）

- 消費者安全調査委員会の報告書「玩具による乳幼児の気道閉塞事故」（平成29年11月20日）によると、（公財）日本小児科学会の公表によれば、**平成20年3月から平成29年9月までの約10年間で7件の気道閉塞事故（うち死亡事故3件）**が報告されているとのこと。
- 同報告書の**アンケート調査（約2,000人対象）**において**約300名の保護者が玩具によるこどもの誤嚥事故の経験がある**と回答している。玩具誤嚥事故の3歳未満が約8割で、約30mm以下の玩具及び部品を3歳未満のこどもが誤嚥している傾向が示されている。
- 同報告書では、経済産業省に対して「経済産業省は、玩具関連事業者に対して以下に示す取組を行うよう求めるなどして、**安全な玩具の設計、製造及び販売につながるよう努めるべき**である。（ア）3歳未満を対象とした玩具のうち、球形、半球形又は楕円体等の球に類する形状の物については、**「小部品」の試験に加えて「小球」の試験を実施するなど様々な試験方法を併用**し、対象年齢を考慮すれば不要と考えられる場合であっても、小部品に分解されることも想定した設計を行い、万一、玩具がのど（咽頭・喉頭）に入っても、気道が閉塞され、窒息しない工夫として、可能な限り大きな穴を多方向に開けるなど、更なる安全性向上の検討を行うこと。」等の意見が出されている。

表4 「後遺症がある」又は「死亡した」との回答事例⁴⁶

事故事例	月年齢	玩具の種類	玩具の形状	玩具の大きさ	誤嚥したときの子供の様子
死亡	覚えていない	食べ物の形をした玩具	平べったい	6～10mm	一人で遊んでいた。 顔色に変化。 むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。
後遺症あり	6か月未満	ビー玉・おはじき	球形・立方体	6～10mm	年上の兄弟と遊んでいた。 むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。 気分が悪そうであった。泣き出した。
後遺症あり	6か月～1歳未満	ブロック・積み木	平べったい	21～30mm	保護者等の大人と遊んでいた。 むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。
後遺症あり	1歳～1歳6か月未満	ビー玉・おはじき	球形・立方体	11～20mm	一人で遊んでいた。 気分が悪そうだった。
後遺症あり	1歳～1歳6か月未満	おもちゃの彈丸	球形・立方体	6～10mm	年上の兄弟と遊んでいた。 泣き出した。
後遺症あり	1歳～1歳6か月未満	ままごと玩具	円柱・直方体	11～20mm	年上の兄弟と遊んでいた。 顔色に変化。気分が悪そうだった。 むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。
後遺症あり	1歳～1歳6か月未満	おもちゃの彈丸	球形・立方体	6～10mm	年上の兄弟と遊んでいた。 むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。
後遺症あり	2歳	玩具から外れた電池	平べったい	21～30mm	同じ年頃の兄弟姉妹や友達と遊んでいた。 むせるなど呼吸がしづらい様子だった。 気分が悪そうだった。
後遺症あり	2歳	小さなボール	球形・立方体	11～20mm	一人で遊んでいた。 むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。 出血した。

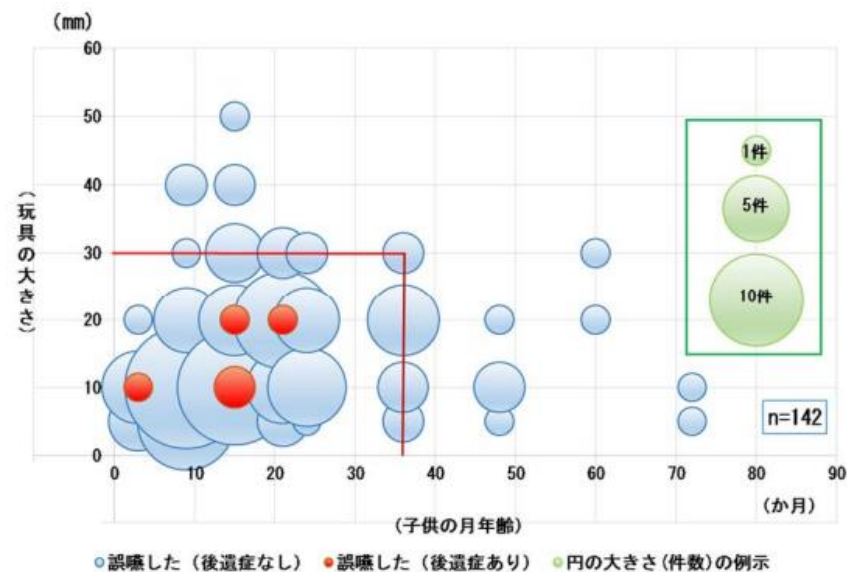
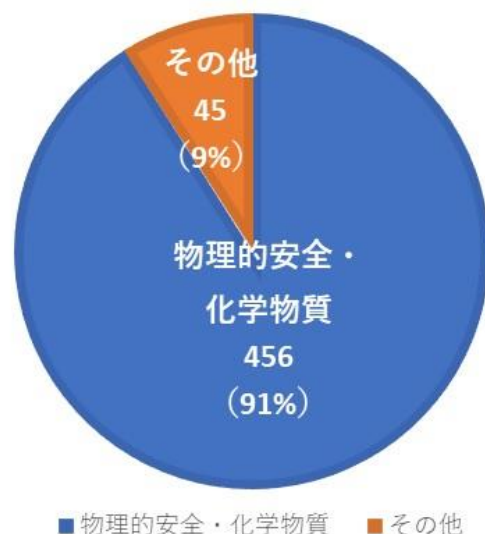


図19 子供の月年齢/玩具の大きさ/後遺症の有無の関係

EUで販売停止になった玩具（2022年）

- 欧州Safety Gateの2022年データを検索すると、**販売停止等された玩具（501件）**のうち、**物理的安全性と化学物質の基準違反**のものが91%と**大多数**を占める。
- そのうち、小部品を含むことによる窒息（choking）が219件と最も多く、全体の約半数。残りは化学物質に関する基準違反等が原因。
- EUで物理的安全性が原因で販売禁止となった玩具の多くが、**誤飲・窒息のEN71-1（物理的安全性の基準）への基準違反**と言える。

SAFETY GATE で販売停止された玩具のリスク
（2022年）



Safety Gateで販売禁止された玩具のリスク詳細
（2022年）

	件数	割合
窒息（choking）小部品	219	44%
窒息（suffocation）薄いフィルム	27	5%
首しまり（strangulation）ひも	13	3%
化学（chemical）	210	42%
環境（environment）	40	8%

※一つの製品にリスクが複数ある場合があるため、上記件数の合計は456件にならない。

※環境（environment）とは、身体への直接的影響ではなく環境中への影響を考慮したもの

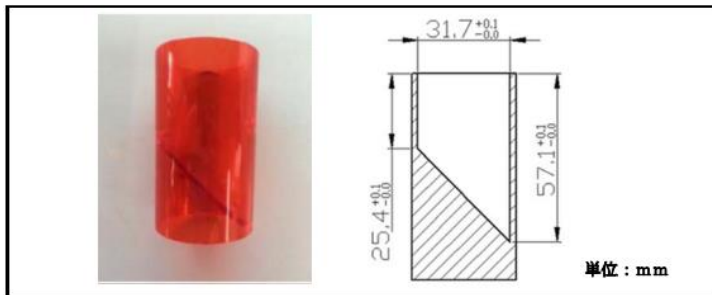
注：欧州Safety Gateのサイトを2023年6月時点で検索して得られた情報を基に経済産業省製品安全課にて作成

玩具の国際規格（ISO8124-1）の概要

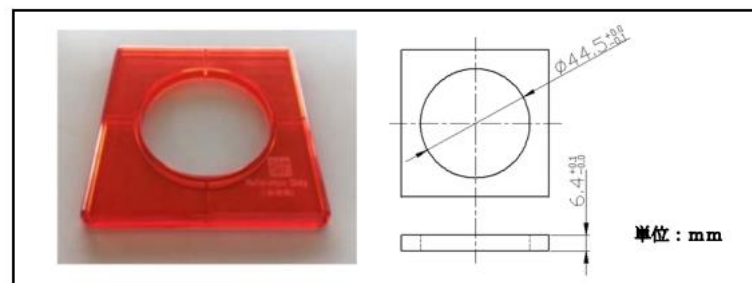
- ISO8124-1では、小部品やコードといった様々なリスクに対して、リスクを判定するための実験方法やリスクを踏まえた措置について詳細に規定されている。
- 特に、3歳未満の乳幼児については、誤飲・窒息等の危険が高いため、**36ヶ月未満向け玩具**については、**小部品や小球が存在しないよう、厳しい要求をしている。**
- なお、36ヶ月以上向け玩具については、小部品や小球が存在する場合警告表示が必要。

（ISO8124-1における36ヶ月未満向け玩具への主な要求事項）

- **小部品**については、**小部品シリンダーを通過する部品（誤飲のリスク有り）を禁止**している。これは、「合理的に予測可能な濫用試験」（落下試験、転倒試験、トルク試験、引張試験等）を行って、小部品が取れる場合も同様に禁止される。
※小部品シリンダーとは直径31.7mmの円筒。
※36ヶ月以上向け玩具の場合は、警告表示が必要。
- **小球試験を通過する小球（窒息のリスク有り）を禁止**している。これも、「合理的に予測可能な濫用試験」を行って小球が放出される場合も禁止される。
※小球とは、小球試験（直径44.5mmの円）を通過する球。
※36ヶ月以上向け玩具の場合は、警告表示が必要。
- 半球形の玩具については、穴が空いていること等を要求。
- コードについても、長さの制限を設けている。
- 「固定された輪」及び「引き結び」を形成しているコードは、①試験をしてヘッドローブが通過しない、又は、②着脱具分離試験をして、輪又は引き結びが原形を保たず分離できること、が求められる。



小部品シリンダー



小球試験

（出典：いずれも消費者安全調査委員会報告書「玩具による乳幼児の気道閉塞事故」（平成29年11月20日）

今後の進め方として考えられるオプション

- 乳幼児向け玩具の誤飲対策が急務であることや、諸外国では玩具の物理的安全性の規制が行われていることを踏まえると、玩具の物理的安全性の規制を検討する必要がある。
- また、玩具の安全性を検討する際には、物理的安全性に加え、化学的安全性についても検討することが必要。
- 今後の進め方としては、玩具の物理的安全性及び化学的安全性の双方を確保するための方法として、段階的な対応も視野に入れると、以下のオプションが考えられる。

＜オプション①＞消費生活用製品安全法で6歳未満向け玩具に物理的安全性の規制を行い、6歳以上14歳未満向け玩具についてはまずはガイドラインによる対応（STマークの推奨を含む）とする。
（6歳以上14歳未満向け玩具の化学的安全性についてもガイドラインでの対応（STマークの推奨を含む）を検討する。）

（オプション①の概要）

	ISO基準	0～6歳未満向け玩具		6～14歳未満向け玩具	
		規制	STマーク	規制	STマーク
機械的・物理的特性	ISO8124-1	消費生活用製品安全法	対象	ガイドライン	対象
可燃性	ISO8124-2	消費生活用製品安全法	対象	ガイドライン	対象
化学的特性（元素の移行）	ISO8124-3	食品衛生法	対象	ガイドライン	対象

＜オプション②＞6歳未満向け玩具のみならず、6歳以上14歳未満向け玩具についても、物理的安全性及び化学的安全性の規制のあり方について検討を開始し、それぞれの論点が整理されることを待って、同時に0歳以上14歳未満向け玩具の規制を行う。

（参考）化学的安全性の規制について

- 食品衛生法の玩具の化学物質の規制は、乳幼児が口にすることによる健康影響を懸念して行われている。
※手にしたものを口に入れたり、舐めたりする行動を一般に示す乳幼児を対象としており、乳幼児が口に接触することを本質とするおもちゃのほか、手に持って遊ぶことで乳幼児が自ずと口に接触することが考えられるおもちゃを対象としている。
- また、家庭用品規制法において、広く家庭用品全般について、製造又は輸入事業者に対し、含有される物質により人の健康に係る被害が生ずることのないようにしなければならないとの責務規定がある。

※家庭用品規制法では、厚生労働省令で定める家庭用品（繊維製品等）については、有害物質（ホルムアルデヒド、アゾ染料、有機水銀化合物等）の含有量等に関する基準があり、その基準に適合しない家庭用品は販売できないこととなっている。

＜食品衛生法＞

第六十八条 第六条、第九条、第十二条、第十三条第一項及び第二項、第十六条から第二十条まで（第十八条第三項を除く。）、第二十五条から第六十一条まで（第五十一条、第五十二条第一項第二号及び第二項並びに第五十三条を除く。）並びに第六十三条から第六十五条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。

＜食品衛生法施行規則＞

第七十八条 法第六十八条第一項に規定するおもちゃは、次のとおりとする。

- 一 乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ
- 二 アクセサリーがん具（乳幼児がアクセサリとして用いるがん具をいう。）、うつし絵、起き上がり、おめん、折り紙、がらがら、知育がん具（口に接触する可能性があるものに限り、この号に掲げるものを除く。）、つみき、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、乗物がん具、風船、ブロックがん具、ボール、ままごと用具
- 三 前号のおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ

＜有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律＞（家庭用品規制法）

（定義）

第二条 この法律において「家庭用品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。

2 この法律において「有害物質」とは、家庭用品に含有される物質のうち、水銀化合物その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質をいう。

（事業者の責務）

第三条 家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者は、その製造又は輸入に係る家庭用品に含有される物質の人の健康に与える影響を
はあくし、当該物質により人の健康に係る被害が生ずることのないようにしなければならない。

今後の規制対象の範囲

- 規制対象とする製品の範囲は、以下のST基準や海外の定義を参考に今後検討することとするが、雑貨と称していることのみをもって規制対象から外れるような規定ぶりにしない。

(参考：STマークや海外で規制されている玩具の定義)

	定義	根拠
STマーク (日本)	14歳未満の子供が遊ぶことを明らかな用途としている、又はそのために設計された製品	玩具安全基準書ST-2016 (日本玩具協会)
EU	専ら子供向けかどうかにかかわらず、14歳未満の子供が、遊ぶように設計され、またはこれを用途としている製品	玩具指令(2009/48/EC)
米国	14歳未満の子供による使用を意図している玩具	CPSIA(消費者製品安全改善法) ASTM963-17
豪州	対象は、水上玩具(14歳未満向け)、投射玩具(14歳未満向け)、磁石玩具(14歳未満向け)、36ヶ月以下向け玩具	豪州強制規格のサイト
中国	玩具(電器玩具、プラスチック玩具、金属玩具、乗り物玩具)	中国強制規格(CCC)のリスト
ISO	14歳未満の子供が遊ぶことを明らかな用途としている、又はそのために設計された製品	ISO8124-1